## な ご ゃ ししょうがいしゃさべつそうだん 名古屋市障害者差別相談センター

# センターニュース

第12号

第12亏

発行月 令和3年11月

はっこうしゃ なごゃししょうがいしゃさべつそうだん 発行者 名古屋市障害者差別相談センター れんらくさき なごゃしきたくしみずよんちょうめ ばん ごう 連絡先 名古屋市北区清水四丁目17番1号

なごゃしそうごうしゃかいふくしかいかん 名古屋市総合社会福祉会館5F

TEL 052-856-8181 FAX 052-919-7585

E-mail inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp URL https://nagoya-sabetsusoudan.jp

#### 障害者差別解消法が改正されました!

みんかん じ ぎょうしゃ こうりてきはいりょ ていきょう ほうてき ぎ む しょうがいしゃ さべつかいしょうほうかいせい 民間事業者の「合理的配慮の提供」法的義務へ!!~障害者差別解消法改正~

ねいカーねんがつ にち しょうがい りゅう きべっ がいしょう すいしん が ほうりっ がいせい 令和3年5月28日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正されました。

今回の改正の一番のポイントは、「民間事業者における『合理的配慮の提供』の義務化」です。現行の法律では民間事業者においては努力義務となっていたものが、今回の改正では法的義務と位置付けられました。これによりすべての事業者において、障害のある方から配慮を求められた場合に過量な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行わなければならないことになります。民間事業者にあっても「腎労力義務」だから考えなくてもよい」ということではなくなるということです。



この法律は、公布日(令和3年6月4日)から起算して3年以内に施行されることとなっていますが、「過量な負担」の程度などまだまだ抽象的な部分もあり課題はたくさんあるように感じます。 今後、国の動向に注目していきたいと思います。

ただ、「法的義務になったから『配慮』をしなければならない」という義務的な発想ではなく、障害のある人もない人も公平に様々なサービスを享受できるように事業者のも主ゅでも発的な取り組みを期待したいところです。そのためにはセンターとしても障害者の差別解消に向けた啓発を積極的に取り組んでいきたいと思います。

## 

◆と き: 令和4年2月26日(土) - 午後1時30分~4時

◆ところ: 鯱城ホール (伏見ライフプラザ 5階)

◆プログラム:

【第1部】弁護士の田中伸明さんによる講演

「障害者差別解消法について~改正のポイント~」

【第2部】落語家の柳家花緑さんによる講演と落語

はったうしょうがい わたし はったうしょうがいらく こかたんじょう 「発達障害は私にとってギフトでした!!~発達障害落語家誕生~」

◆申込み: 令和4年2月10日 (木) 必着(定員を超えた場合、抽選)

上記QR コードもしくはメール・はがきで申込み。1回の申込みにつき3名まで。





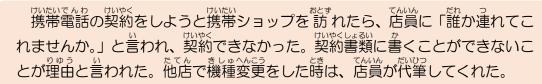


#### 事例紹介 ~センターに寄せられた相談のなかから~

## 紫帯ショップ】ひとりで契約できるのに、誰か連れてこないといけないの?

・車 いすユーザー。脳性麻痺のため両手に麻痺あり。

• 発話に障害があり、聞き取りづらい。



#### かい せつ **配 記**

じょうが、 りゅう cox o っきそいにん。 もと けんしょうがい ひと 付添人を求めることは、障害のない人にはつけない条件づけとして、不当な差別的取扱いの可能性があ ります。店員は代筆すると不正契約になるのではないかという懸念があったとのことでしたが、センター が本社に確認したところ、契約書への記入が困難な場合は、店員による代筆が可能とのことでした。

せいやく さい けねんじこう 契約に際し、懸念事項があるのであれば、それを本人に伝え、意向を確認したうえで、どのような対応 ができるのか丁寧に説明し理解を得ることが大切です。

## 【事例2 セルフレジ】 曽が見えないから類んでいるのに・・・。

しかくしょうがい はくじょう ほ こう **視覚障害、白杖により歩行**。



■解

きんじょ 近所のスーパーに、会計のみ機械で行うセミセルフレジが導入された。 がいずんない 音声案内もなく、自分では操作できないので、スタッフに依頼したら代行し てくれたけど、「次からは自分でやるようにして。」と言われた。 1台だけは スタッフが対応するレジがあったが、スタッフ不足により閉じられていた。

スタッフにより配慮は提供されたものの、今後、相談者自身による操作を求めていることから、合理的 はいりょ ふていきょう かのうせい 配慮の不提供の可能性があると言えます。

こうりつか ついきゅう かた か もの こま しょうがいとくせい おう てきせつ 効率化を追求するあまり、障害のある方が買い物に困ることがないよう、障害特性に応じた適切な はいりょ ていきょう ひつよう とうにゅう とうにゅう じゅうぎょういん まい しょうがい かた 配慮の提供が必要です。セミセルフレジの導入にあわせて、従業員スタッフに対し障害のある方の りょう。そうてい たいおうほうほう しゅうち てってい 利用を想定した対応方法の周知を徹底するなど、ソフト面での環境整備がとても大切です。

#### オンライン研修のご報告



れいわ ねん がっ にち すい しょうがいしゅきべっ 令和3年9月8日(水)に、障害者差別 そうだん う ちいき そうだんまどぐち へ の相談を受ける「地域の相談窓口」(区

やくしょ ししょ ほけん しょうがいしゃきかんそうだんしえん 役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援セン ター)の職員を対象に、研修を行いました。

事例検討では、どんな対応が不当な差別にあたり、ど んな配慮が必要なのか、活発に意見が交わされました。

### 出前講座のご案内 ~講師派遣します~

■内 容

- ・障害の考え方と差別
- そうだんじれい まな ごうりてきは 日 村談事例から学ぶ合理的西
- である。 だんだい すめの 団体・グループ・企業 等 ■対 象
- 60分~90分程度 ■費 用 ■時間
- ■その他 オンライン開催OK
- ◎このニュースへのご意見・ご質問など、ぜひお寄せくださいませ!E-mail inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp
- ◎センターニュース第12号のテキスト版は、センターホームページに掲載しています。